

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設

就労要件あり

就労要件なし

0歳

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

保育所、認定こども園等

※小学校就学まで

小学校

※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから

「こども誰でも通園制度」

- ・就労要件を問わない
- ・月一定時間までの利用可能枠
- ・時間単位の柔軟な利用

※0歳6か月から満3歳未満を想定

幼稚園

※満3歳から小学校就学まで

- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※）を規定。
(※) 保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化

令和6年度

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
・118自治体で実施

令和7年度

- 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）
・自治体の判断において実施

令和8年度

- 法律に基づく新たな給付制度
・全自治体で実施

「和歌山県こども計画」 新旧比較表（案）

新	旧
<p>第4章 基本方針に基づく取組の方向性と展開する施策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援 (1) こどもや若者の成育環境の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 展開する施策</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 質の高い幼児期の教育や保育の確保</p> <p>こどもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育や保育を提供し、子育てを支援します。また、県同和保育基本方針に基づき、人を大切にし、思いやる心や人権を大切にする保育、教育を推進していきます。</p> <p>a : 教育、保育区域※29 の設定</p> <p>教育、保育の区域の設定は、保育所の認可権限を県から市町村に移譲しており、また、市町村がそれぞれの主体性に基づき、教育、保育の供給等の事業を実施することが望ましいため、市町村を単位とします。</p> <p>b : 教育、保育等の量※30 の見込み等</p> <p>各市町村の子ども・子育て支援事業計画における数値が、県の設定した区域ごとの数値となります。また、実施しようとする教</p>	<p>第4章 基本方針に基づく取組の方向性と展開する施策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援 (1) こどもや若者の成育環境の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 展開する施策</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 質の高い幼児期の教育や保育の確保</p> <p>こどもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育や保育を提供し、子育てを支援します。また、県同和保育基本方針に基づき、人を大切にし、思いやる心や人権を大切にする保育、教育を推進していきます。</p> <p>a : 教育、保育区域※29 の設定</p> <p>教育、保育の区域の設定は、保育所の認可権限を県から市町村に移譲しており、また、市町村がそれぞれの主体性に基づき、教育、保育の供給等の事業を実施することが望ましいため、市町村を単位とします。</p> <p>b : 教育、保育の量※30 の見込み等</p> <p>各市町村の子ども・子育て支援事業計画における数値が、県の設定した区域ごとの数値となります。また、実施しようとする教育、</p>

育、保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等は後掲のとおりです。(96 ページ)

c : 子どものための教育・保育給付に係る教育、保育の一体的提供及び当該教育、保育の推進に関する体制の確保

(a) 地域の実情に応じた教育、保育等の提供

保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる認定こども園への移行等を含め、地域の教育、保育等の提供体制を整える市町村に対し、必要な助言等を行います。

(b) 教育、保育施設、地域型保育事業※31 及び乳児等通園支援事業※32 を行う者の相互連携

質の高い教育、保育等の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るために、教育、保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の円滑な連携、接続を促進します。

(c) 地域子ども・子育て支援事業※33 に従事する者の確保及び資質の向上

放課後児童クラブ※34 や地域子育て支援拠点事業※35 などの従事者が必要な知識、技能を習得する研修を実施し、資質の向上を図ります。

(d) 幼児教育と小学校教育の連携、接続

幼児教育と小学校教育の関係者がお互いの教育内容や方法などの理解を深めるため、保育士等の小学校見学、小学校教員の保育所等の見学や保育士等と小学校教員との意見交換の推進に努めます。

(e) 教育、保育施設等における事故防止

教育、保育施設や認可外保育施設等においては、こどもが安全、

保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等は後掲のとおりです。(96 ページ)

c : 子ども・子育て支援給付に係る教育、保育の一体的提供及び当該教育、保育の推進に関する体制の確保

(a) 地域の実情に応じた教育、保育の提供

保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる認定こども園への移行等を含め、地域の教育、保育の提供体制を整える市町村に対し、必要な助言等を行います。

(b) 教育、保育施設及び地域型保育事業※31 を行う者の相互連携

質の高い教育、保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るために、教育、保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を促進します。

(c) 地域子ども・子育て支援事業※32 に従事する者の確保及び資質の向上

放課後児童クラブ※33 や地域子育て支援拠点事業※34 などの従事者が必要な知識、技能を習得する研修を実施し、資質の向上を図ります。

(d) 幼児教育と小学校教育の連携

幼児教育と小学校教育の関係者がお互いの教育内容や方法などの理解を深めるため、保育士等の小学校見学、小学校教員の保育所等の見学や保育士等と小学校教員との意見交換の推進に努めます。

(e) 教育、保育施設等における事故防止

教育、保育施設や認可外保育施設等においては、こどもが安全、

安心で健やかに育つことが重要であるため、保育中の事故防止、事故発生時の対応、再発防止の取組を進めます。

d : 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

児童福祉法等に基づく県の指導監査、立入調査については、必要に応じて、特定子ども・子育て支援施設※36 等への市町村の指導監査と合同で実施することとし、特に子どもの生命、心身への重大な被害が生じるおそれがある場合は、市町村と協力して対応にあたります。

e : 乳児等のための支援給付に係る教育、保育等の一体的提供及び当該教育、保育等の推進に関する体制の確保の内容

幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育、保育施設の利用への円滑な移行を支援するとともに、地域の教育、保育等の提供体制を整える市町村に対し、必要な助言等を行います。

f : 特定教育、保育、特定地域型保育※37 及び特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

(a) 特定教育、保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者等の確保

保育士等の人材不足は、待機児童の主な要因であり、また特定教育、保育の提供の質の向上等には、保育士等の人材確保を円滑にする必要があるため、保育士等の処遇改善、ICT※38 の活用を含めた保育所等の労働環境改善、これから保育の現場への就職をめざ

安心で健やかに育つことが重要であるため、保育中の事故防止、事故発生時の対応、再発防止の取組を進めます。

d : 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

児童福祉法等に基づく県の指導監査、立入調査については、必要に応じて、特定子ども・子育て支援施設※35 等への市町村の指導監査と合同で実施することとし、特に子どもの生命、心身への重大な被害が生じるおそれがある場合は、市町村と協力して対応にあたります。

e : 特定教育、保育及び特定地域型保育※36 を行う者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

(a) 特定教育、保育及び特定地域型保育を行う者等の確保

保育士等の人材不足は、待機児童の主な要因であり、また特定教育、保育の提供の質の向上等には、保育士等の人材確保を円滑にする必要があるため、保育士等の処遇改善、ICT※37 の活用を含めた保育所等の労働環境改善、これから保育の現場への就職をめざ

ざす学生や潜在保育士に向けた保育士、保育の現場の魅力発信等を推進し、保育士等の人材確保に取り組みます。また、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる保育士その他の特定乳児等通園支援を行う者の確保に努めます。

(b) 特定教育、保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者等の資質及び専門性の向上

幼稚園、保育所、認定こども園などの施設類型、公立、私立の種別を問わず、職階、役割に応じた研修などにより、資質及び専門性の向上を図ります。また、特定乳児等通園支援を行う者の研修を行う体制を整備し、特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上を図ります。

g：市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の推進

地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村を、ICT の活用によるサービスの向上を含め支援するとともに、市町村と連携し、限られた地域の資源を有効に活用し、より高い効果を得るための広域調整を行います。

h：教育、保育等情報の公表

子どもの保護者が特定教育、保育施設、特定地域型保育事業または特定乳児等通園支援事業を適切かつ円滑に利用できるよう、これらの情報を県ホームページに掲載する等により公表します。

(2)・(3) (略)

ざす学生や潜在保育士に向けた保育士、保育の現場の魅力発信等を推進し、保育士等の人材確保に取り組みます。

(b) 特定教育、保育及び特定地域型保育を行う者等の資質及び専門性の向上

幼稚園、保育所、認定こども園などの施設類型、公立、私立の種別を問わず、職階、役割に応じた研修などにより、資質及び専門性の向上を図ります。

f：市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の推進

地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村を、ICT の活用によるサービスの向上を含め支援するとともに、市町村と連携し、限られた地域の資源を有効に活用し、より高い効果を得るための広域調整を行います。また、こども誰でも通園制度※38について、実施主体である市町村を支援します。

g：教育、保育情報の公表

子どもの保護者が特定教育、保育施設または特定地域型保育事業を適切かつ円滑に利用できるよう、これらの情報を県ホームページに掲載する等により公表します。

(2)・(3) (略)

3～5 (略)

※29：教育、保育を提供する範囲

※30：教育、保育等の利用定員総数

※31：主に待機児童が多い0～2歳児を対象に、少人数で保育を行う事業。会社の事業所内での保育など

※32：現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付

※33：市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業

※34：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後等に安全な遊び場や生活の場を提供する事業

※35：公共施設や保育所、児童館など地域にある身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場を提供する事業

※36：認可外保育施設等のうち、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化対象施設として市町村が確認を行った施設

※37：施設の運営等にかかる費用の補助を受けるために市町村から確認が行われた認定こども園や小規模保育事業等

※38：情報や通信に関する技術の総称

3～5 (略)

※29：教育、保育を提供する範囲

※30：教育、保育の利用定員総数

※31：主に待機児童が多い0～2歳児を対象に、少人数で保育を行う事業。会社の事業所内での保育など

※32：市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業

※33：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後等に安全な遊び場や生活の場を提供する事業

※34：公共施設や保育所、児童館など地域にある身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場を提供する事業

※35：認可外保育施設等のうち、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化対象施設として市町村が確認を行った施設

※36：施設の運営等にかかる費用の補助を受けるために市町村から確認が行われた認定こども園や小規模保育事業等

※37：情報や通信に関する技術の総称

※38：現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付